
子供の貧困班



4年 勝田 小林 高平 村山
3年 高岩 遠矢 高瀬 大道 鬼頭
2年 伊賀 久朗津



目次

1

貧困を取り巻く現状

2

仮説

3

取材報告

4

政策提言

1

貧困を取り巻く現状

2

仮説

3

取材報告

4

政策提言

貧困の定義

相対的貧困と絶対的貧困のうち、相対的貧困を今回の発表の貧困の定義にする。

相対的貧困

その国や地域の水準の中で比較して、大多数よりも貧しい状態のこと。

所得でみると、世帯の所得がその国の等価可処分所得の中央値の半分（貧困線）

に満たない状態のことを言う。



1人世帯: 127万円

2人世帯: 180万円

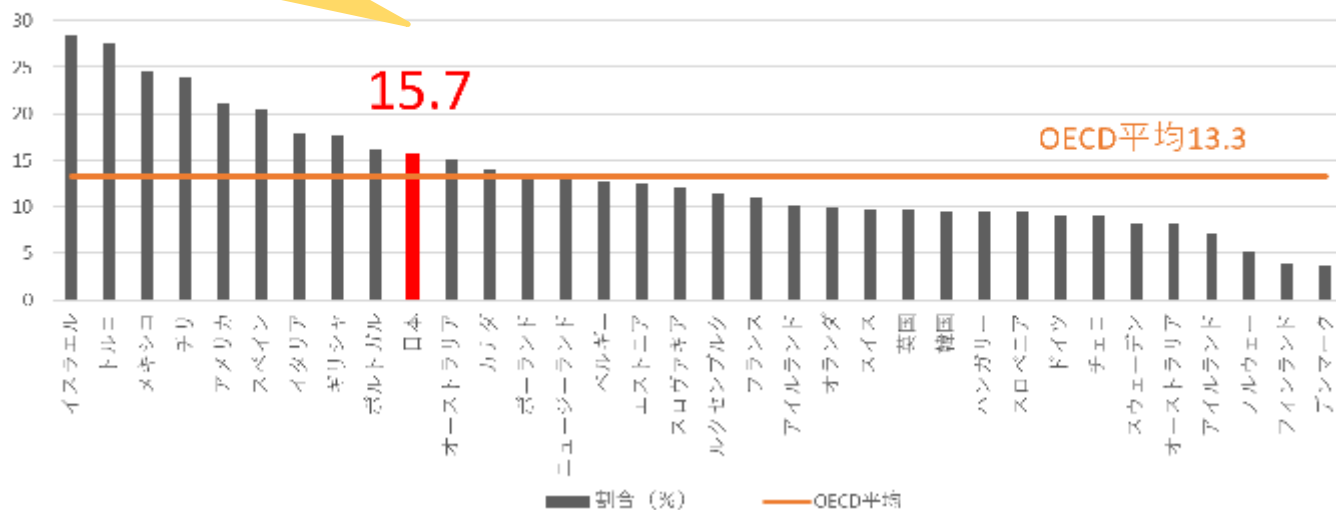
3人世帯: 220万円

4人世帯: 254万円

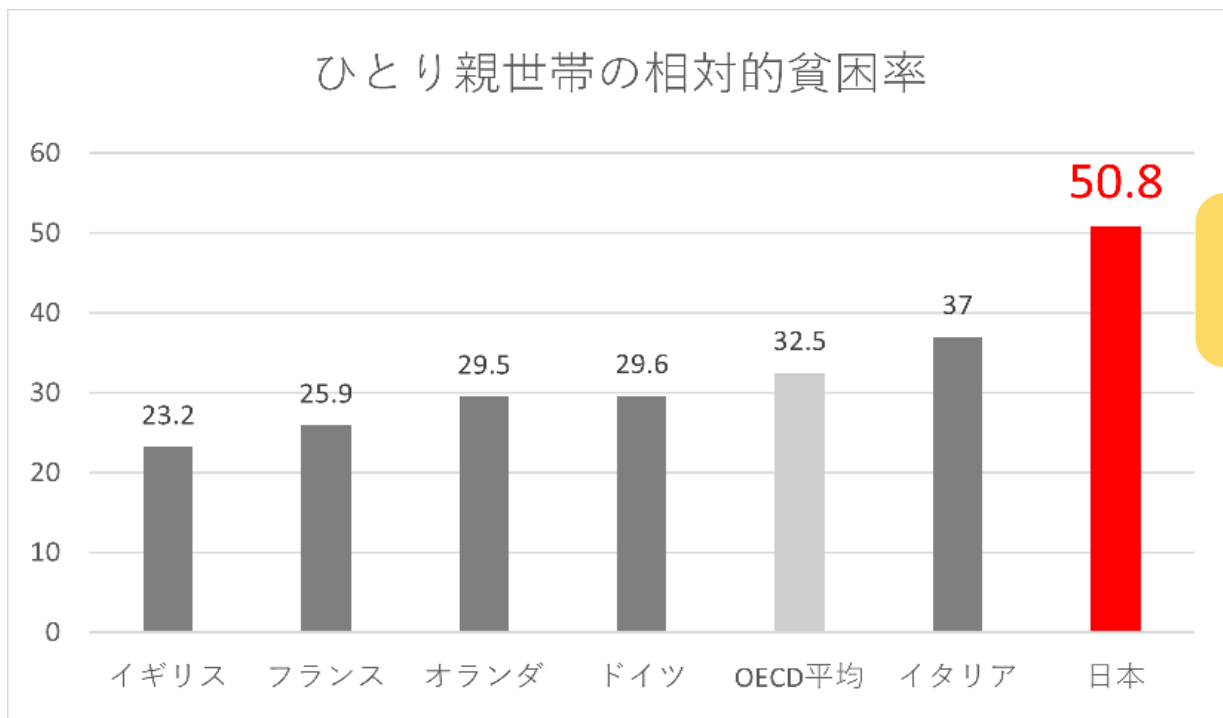
子供の貧困の現状①

7人に1人が貧困、
加盟国中10位

子どもの貧困率



ひとり親世帯の貧困の状況



加盟国中1位

ひとり親世帯の現状

| | 母子家庭 | 父子家庭 |
|------------|--------------------------------|---------------------------------|
| 世帯数 [推計値] | 123.2万世帯 | 18.7万世帯 |
| ひとり親になった理由 | 離婚 79.5% 死別 8.0% 未婚 8.7% | 離婚 75.6% 死別 19.0% 未婚 0.5% |
| 貧困率 | 51.4% | 22.9% |

※ふたり親世帯の貧困率は
5.9%

問題提起



「ひとり親世帯の子どもの貧困状況を改善するために必要な政策は何か」



ターゲット

ひとり親世帯の子ども



離婚・養育費受給の現状



離婚の話し合い
&
養育費の取り決め



「案分」の作成
※専門家に作成を依頼することが可能



公証役場にて署名捺印

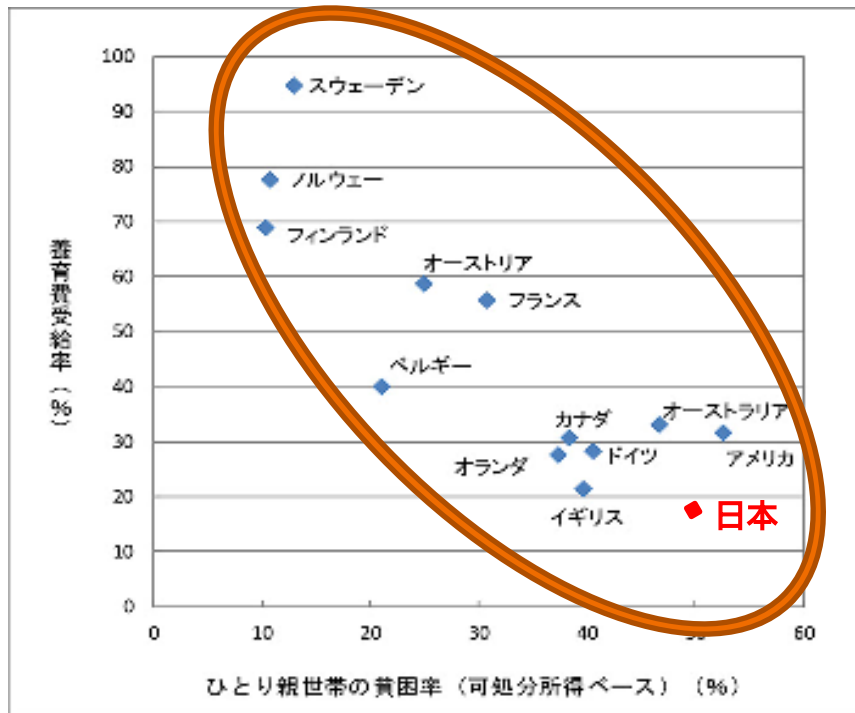


離婚
&
養育費取り立て可能



調停離婚・裁判離婚ではなく協議離婚した場合 & 法的に養育費に関する取り決めに保護したい時、
公正証書を作成することによって養育費を強制的に取り立てることが可能になる（強制執行）。

養育費受給率と貧困率の関係



＜養育費受給率＞

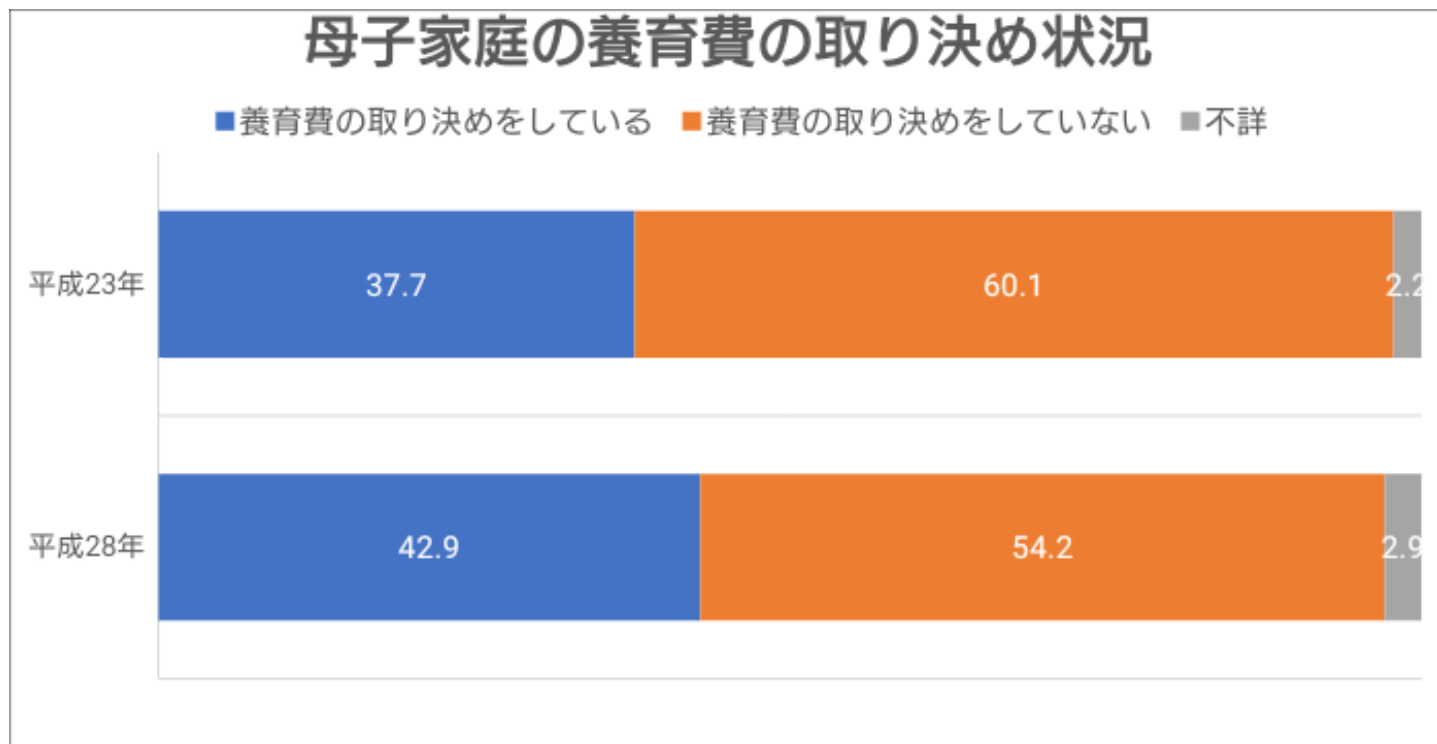
| | |
|--------|-------|
| スウェーデン | 94.8% |
| ノルウェー | 77.7% |
| フィンランド | 69.0% |
| フランス | 55.8% |
| ベルギー | 40.1% |
| アメリカ | 31.7% |
| カナダ | 30.8% |
| ドイツ | 28.4% |

日本 19.7%



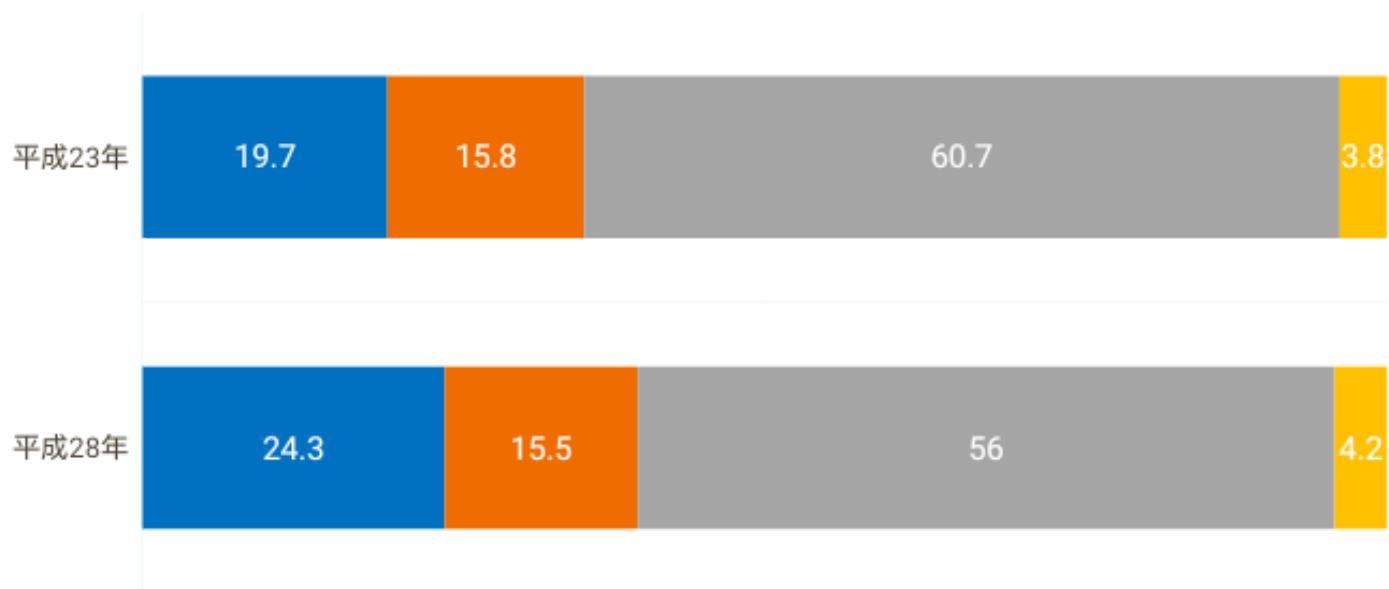
養育費をもらえていない人ほど、貧困である
という負の相関関係がある

養育費の現状（母子家庭）

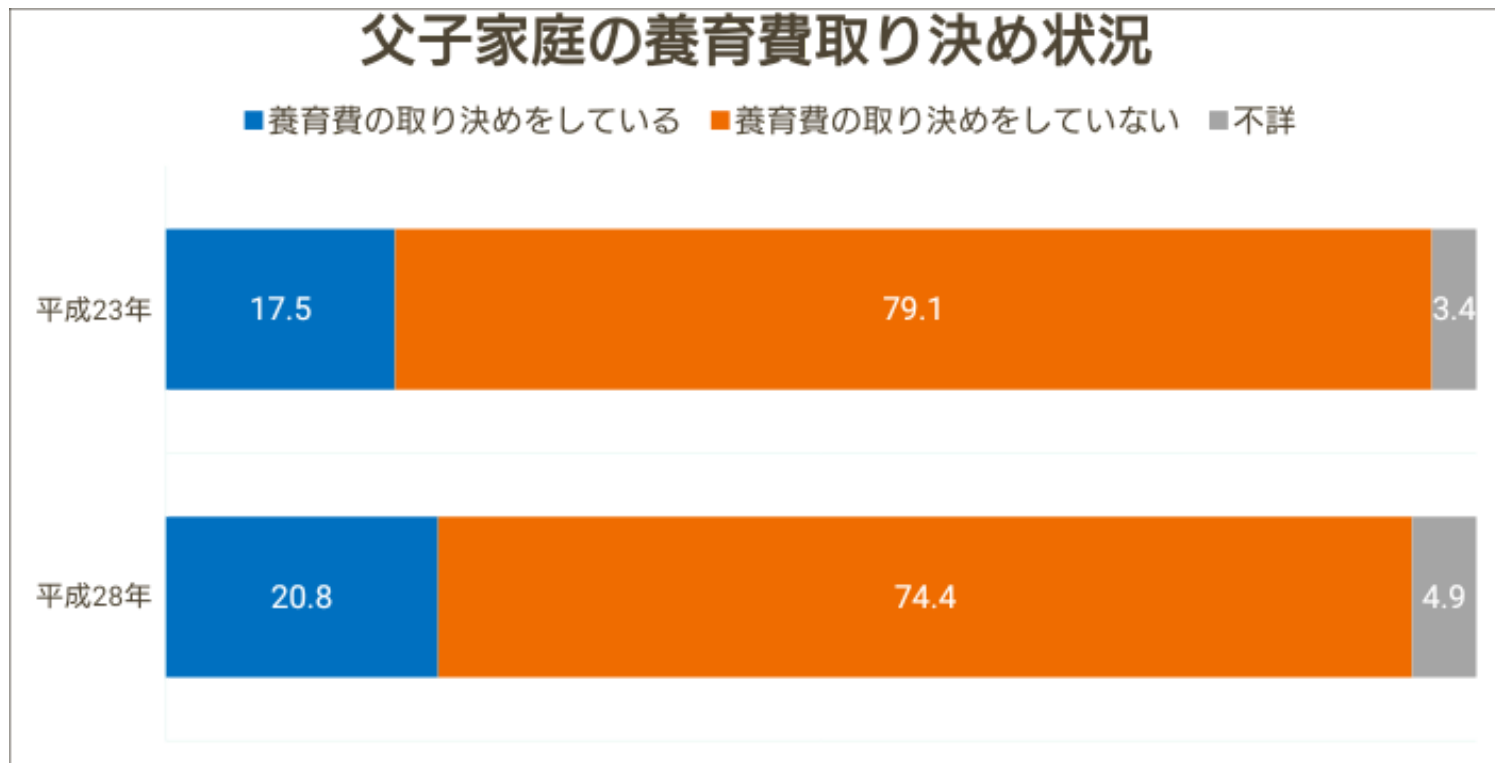


母子家庭の養育費受給率

■ 現在も受けている ■ 過去に受けたことがある ■ 受けたことがない ■ 不詳



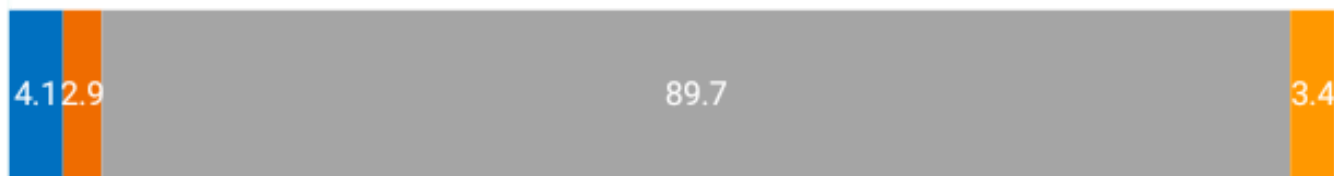
養育費の現状（父子家庭）



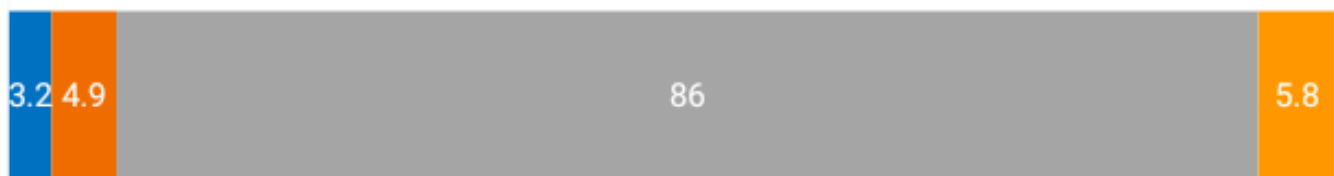
父子家庭の養育費受給率

■ 現在も受けている ■ 過去に受けたことがある ■ 受けたことがない ■ 不詳

平成28年



平成23年



離婚・養育費受給の問題点

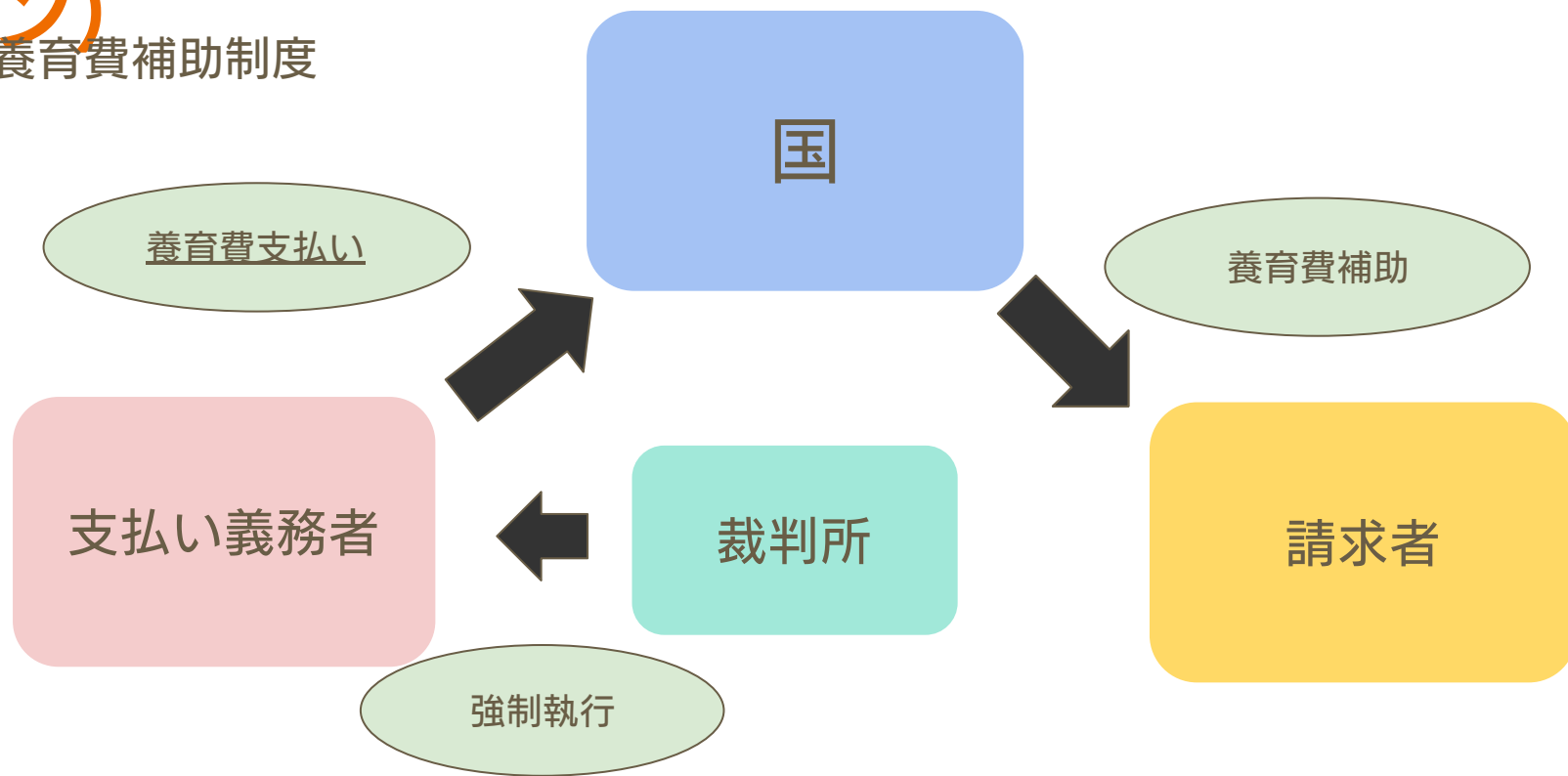
問題① 養育費の取り決めをしているケースが少ない
(母子家庭42.9%)

問題② 養育費の取決めをしていても、養育費を受け取っている割合が低い
(母子家庭53.3%)

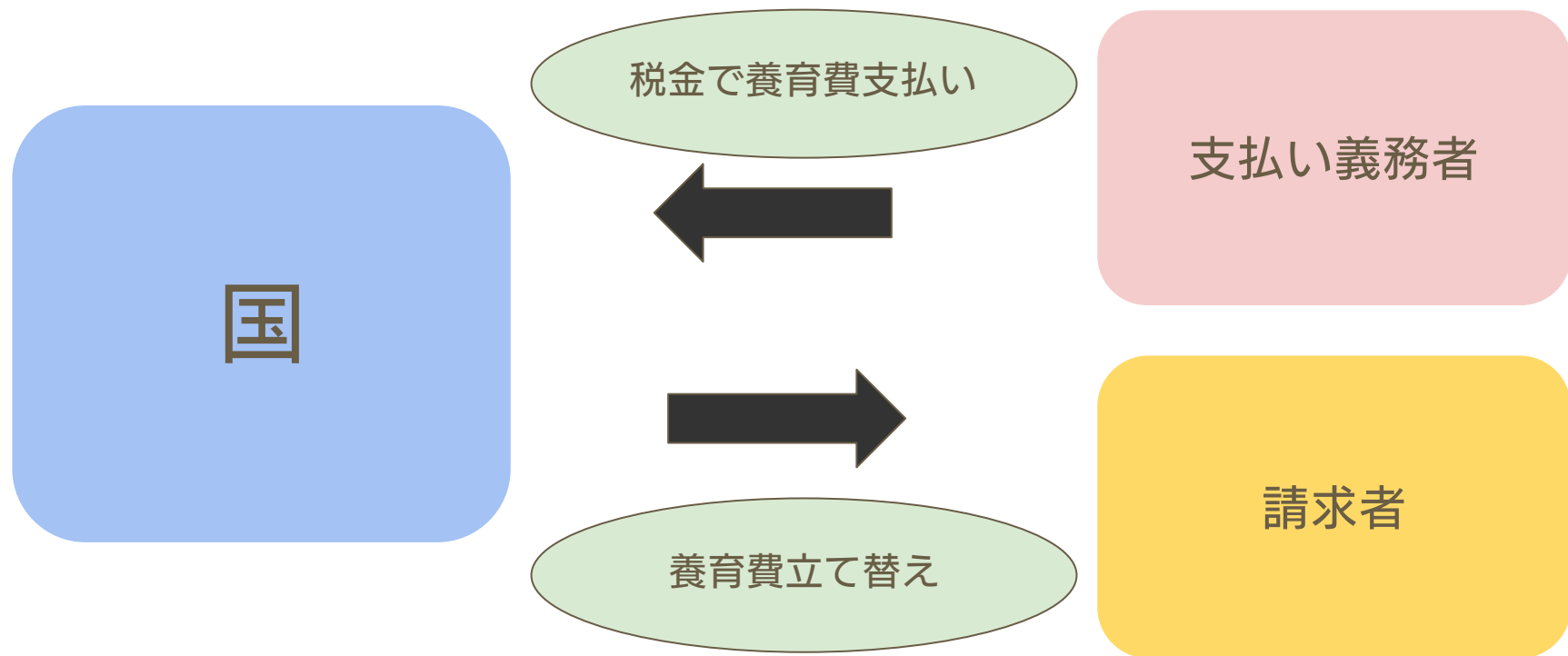
問題③ 養育費を実際に受け取っている割合が低い
(母子家庭24.3%⇒**75.7%が未払い**)

諸外国の養育費の現状・政策（スウェーデン）

養育費補助制度



諸外国の養育費の現状・政策（フランス）



1

貧困を取り巻く現状

2

仮説

3

取材報告

4

政策提言

仮説①

離婚前に夫婦間で養育費の取り決めを行えば、養育費受給率は上がるのではないか。

仮説②

行政が養育費の徴収・支払いを仲介し、
養育費を安定して確実に受け取れる仕組みが
必要なのではないか。

1

貧困を取り巻く現状

2

仮説

3

取材報告

4

政策提言

① 檜の木総合法律事務所 川見先生



①取材先の概要

弁護士 川見 未華（かわみ みはる）先生

- 早稲田大学法学部OG

- 主に医療問題や女性問題を取り扱っており、離婚や親権など家族関係の問題についても携わっている



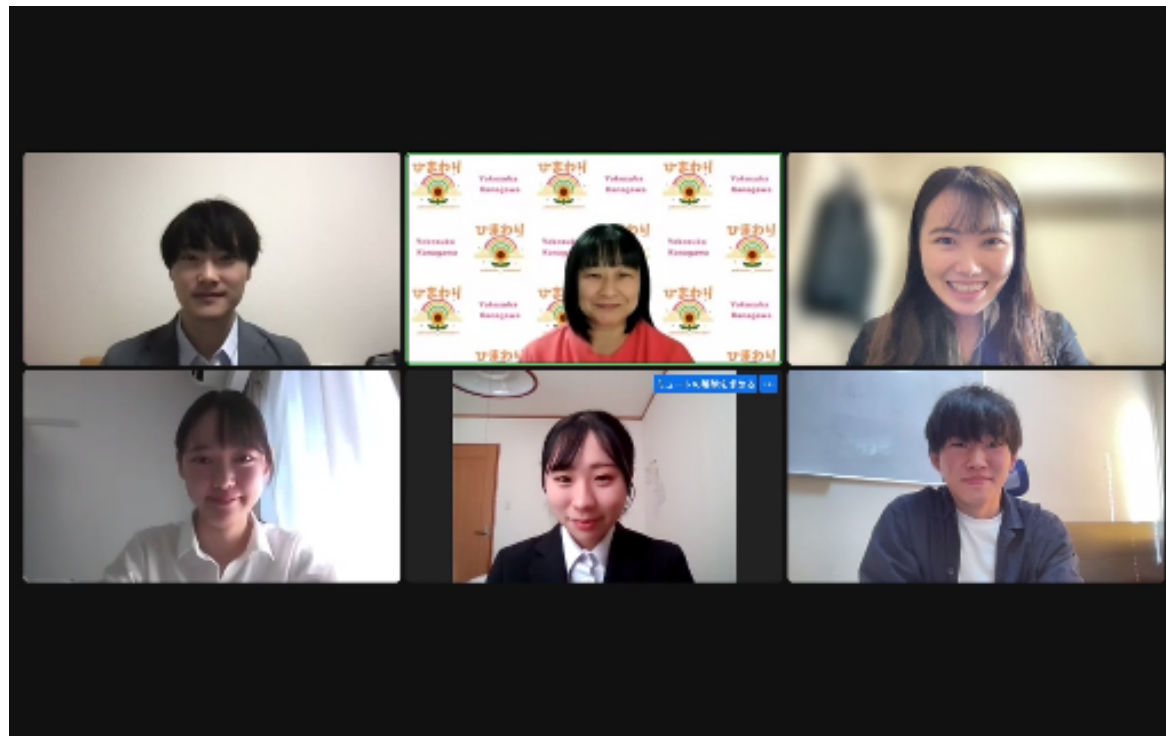
①取材の気付き

1 離婚前の取り決めは、年齢や金額など様々な要素により、現実的に難しい

2 養育費受給率には、経済的原因のみならず、**精神的原因** も大きく関わる

3 そもそも「どこに」「どうやって」相談すればいいかわからない人が多い

②よこすかひとり親サポーターズ・ひまわり



②取材先の概要

- 横須賀市のひとり親家庭が親子共々元気に過ごせるように活動する市民団体
- 「ひとり親ってひとりじゃないよ！」を合言葉に交流会等を定期的に行い、楽しめる仲間作りの機会を提供
- 2009年4月 設立
→2014年より横須賀市ひとり親交流会事業受託開始

②取材の気付き

- 1 「収入額」と同等に、「**収入の安定**」の重要性。
- 2 養育費の徴収に行政が仲介することは有意義である
- 3 相談支援等、ひとり親の「経済的」のみならず「**精神的**」支援の重要性
- 4 収入の**使い道**が**適切でない**こともあるという現状。

③明石市

明石市の主な取り組み

子供の貧困政策に注力

- 明石市子ども・子育て支援事業計画
- こどもの養育費立替支援事業
- 養育費取決めサポート事業
- こどもの養育費緊急支援事業
- 養育費立替パイロット事業
- 面会交流コーディネート事業
- こどもふれあいキャンプ
- 離婚前講座
- 親子交流サポート事業



③取材の気付き

1

養育費の取り決め方法等抜本的かつ全国的に制度が変更されれば、
養育費の支払いに対して行政が**介入することは全国的にも可能。**

2

支援が必要なのに制度を知らないため足踏みしている人が多い。

④ 棚村先生

早稲田大学法学部
棚村政行教授

主な研究・実務テーマ

家族法、離婚と子供の親権・監護、
家事調停・家事審判等



④取材の気付き

1 養育費の**離婚時取り決めの義務化**は民法改正の審議会で議論されている

2 しかし、①は、DV等で合意が取れない等の反対意見がある。

3 公正証書の費用をなくすことは財源の違い上困難である。

取材の気付き まとめ

1

離婚前における養育費の取り決め義務化は困難

2

行政の介入により**養育費の安定性**と**精神的負担**を軽減

3

経済的のみならず**精神的な支援**が必要

4

相談支援へのアクセス改善が必要

1

貧困を取り巻く現状

2

仮説

3

取材報告

4

政策提言

政策提言①

DVで辛い思いをしているから、相談する前に一刻も早く離婚したい



→協議中の欄を作り、事情があって取り決めができない場合はそこにチェックしてもらおう

- ◎行政側は取り決めができていないひとり親を把握できる
- ◎協議中を選択した場合は**2万円/月**の支払いを取り決めたものと扱う
※子供が1人が増えるごとに1万円増額する

政策提言①離婚届への記載例

| 取り決め状況 | <input type="checkbox"/> 取り決め済み <input checked="" type="checkbox"/> 協議中 | | |
|----------------|---|---|--|
| | 養育費の額 | 養育費の支払い期間 | |
| | | いつから | いつまで |
| 第1子 | 月額 円 | <input type="checkbox"/> この取り決めの月から <input type="checkbox"/> () から | <input type="checkbox"/> 満 () 歳の誕生日まで <input type="checkbox"/> 満 () 歳に達した後の 3月まで <input type="checkbox"/> 以下の学校を卒業するまで <input type="checkbox"/> 高校 <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () まで |
| 第2子以降 1人につき | 月額 円 | <input type="checkbox"/> この取り決めの月から <input type="checkbox"/> () から | <input type="checkbox"/> 満 () 歳の誕生日まで <input type="checkbox"/> 満 () 歳に達した後の3月まで <input type="checkbox"/> 以下の学校を卒業するまで <input type="checkbox"/> 高校 <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () まで |

政策提言② 養育費の行政介入

〈現行〉

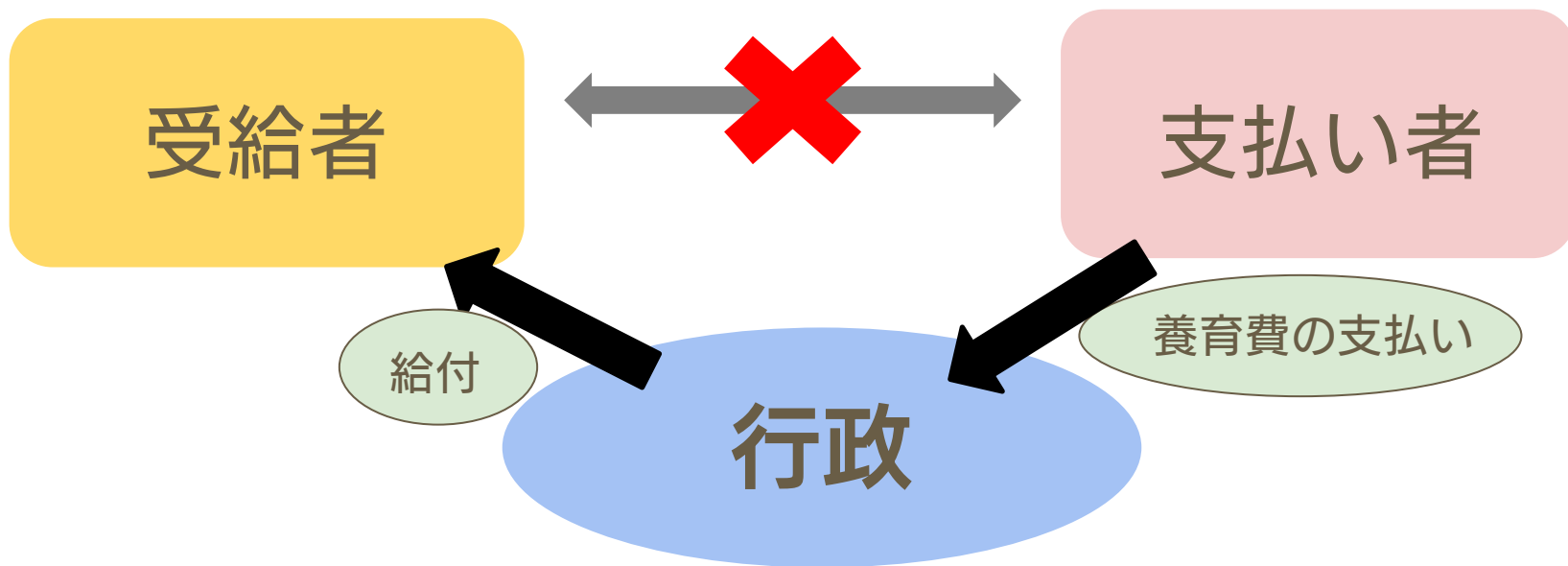


○支払いが滞った場合

- ・公正証書等の取り決めあり→強制執行が可能（書類作成等の手続きが必要）

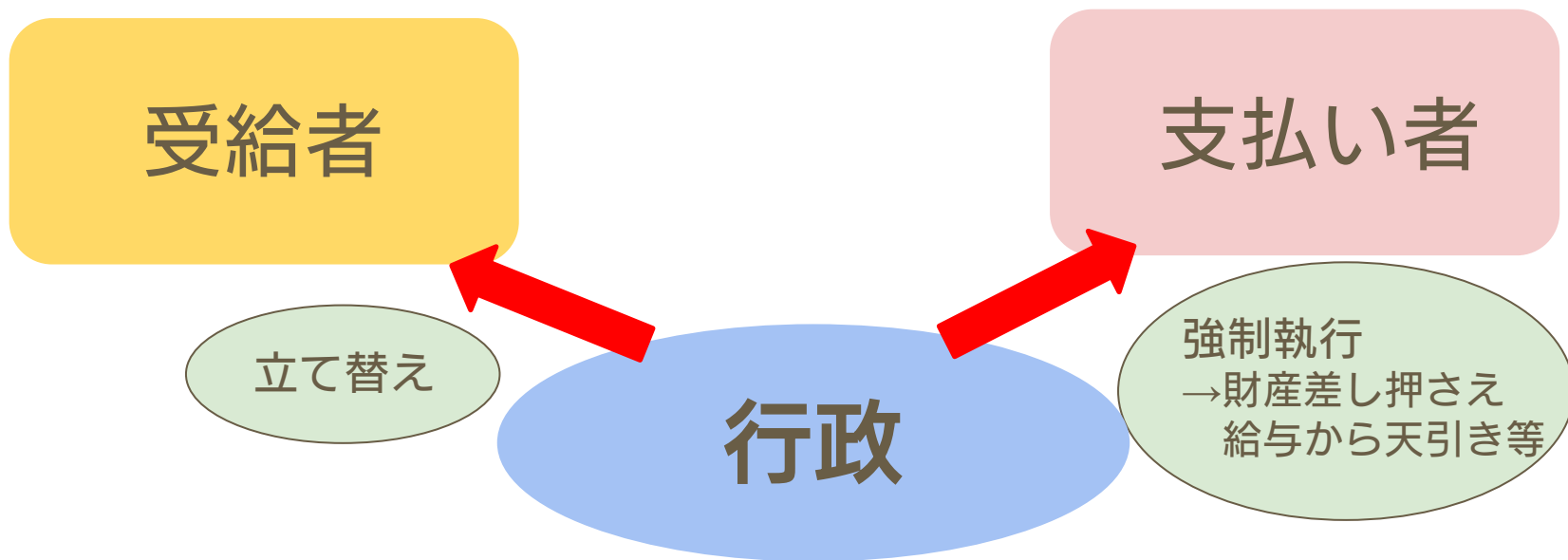
政策提言② 養育費の行政介入

〈提案〉



政策提言② 養育費の行政介入

〈支払いが滞っている場合〉



政策提言② 養育費の行政介入

○支払い者に対して強制執行ができない
=支払い者に支払い能力がない

○受給者の所得が【相対的貧困】にあたる



2万円/月を未受給の養育費の補填として支給する

※相対的貧困は変動するため5年に1度基準を見直す

※子供が1人増えるごとに1万円増額する

政策提言③

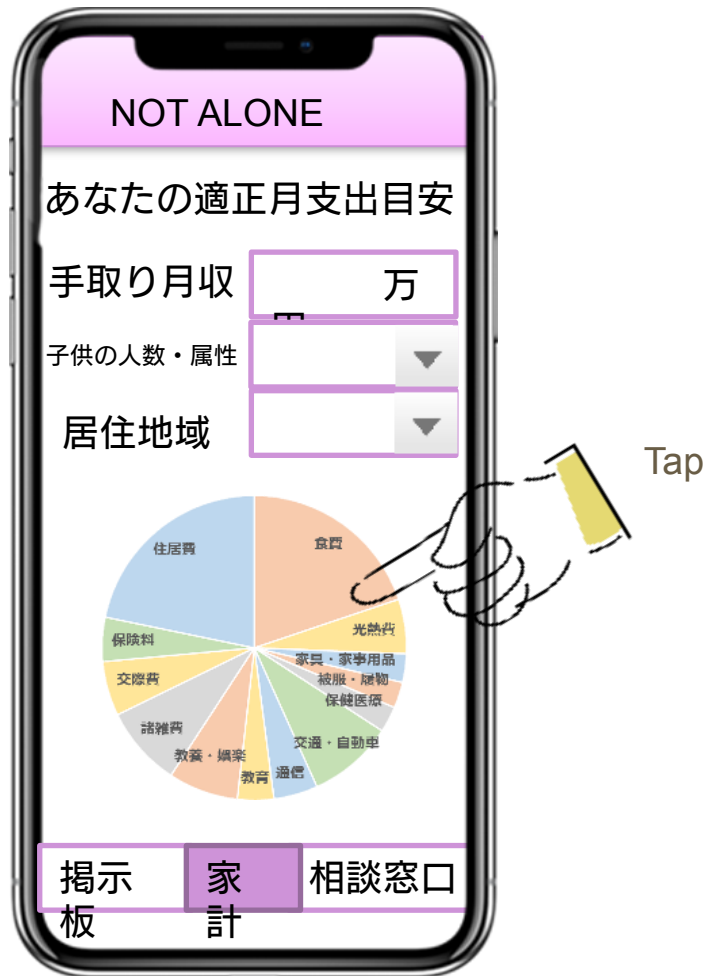
ひとり親の家計などに関する相談支援を行いつつ、精神的なサポートを行う必要がある。



政策提言③ 「NOT ALONE」



政府公式提供アプリ「NOT ALONE」



政策提言③

一定基準以下の手取り収入を入力した方を相談窓口へ誘導

NOT ALONE 

あなたの適正月支出目安

手取り月収

子供の人数・属性

居住地域



あなたの近くの相談窓口
に
相談してみませんか？

掲示板 家計 相談窓口



NOT ALONE 

お近くの相談窓口

[新宿区ひとり親相談窓口](#)

[東京都ひとり親家庭支援センター はあと](#)

[一般財団法人 東京都ひとり親福祉家庭協議会](#)

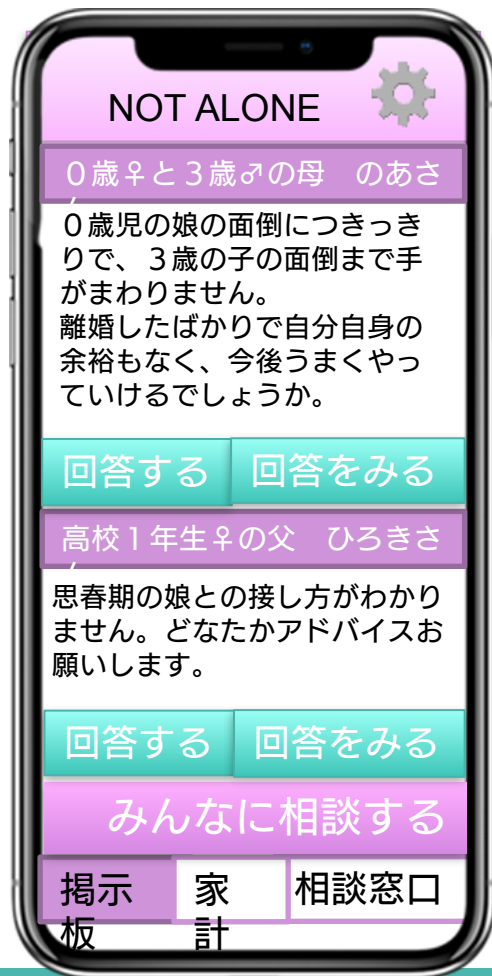
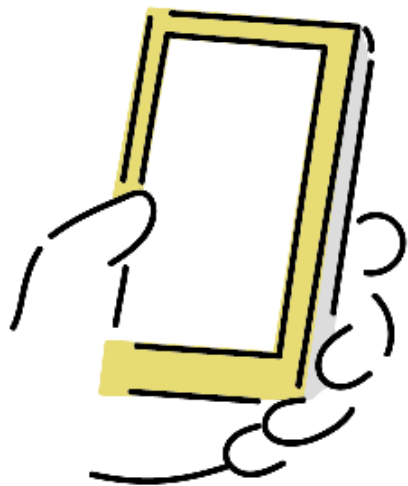
電話対応相談窓口

[しんぐるまざあずふおーらむ](#)

掲示板 家計 相談窓口

政策提言③

全国のひとり親に相談をできる掲示板



まとめ

養育費

相談支援

取り決めの義務化

行政介入

「NOT ALONE」

文献

内閣府 平成26年版 子ども・若者白書 第3節子どもの貧困
https://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h26honpen/b1_03_03.html

厚生労働省 「ひとり親家庭の現状と支援施策について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000705274.pdf>

ひとり親wacca 「シングルマザー（母子家庭）の生活費と収入の平均と内訳」
<https://wacca.link/communities/hitoriova/article/001>

厚生労働省 「平均28年度全国ひとり親世帯等調査結果」
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakuiohoku-11920000-Kodomokateikvoku/0000188168.pdf>

内閣府 「平成28年度 子供の貧困に関する新たな指標の開発に向けた調査研究報告書」
https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/chousa/h28_kaihatsu/3_02_2_10.html

厚生労働省 子供家庭局家庭福祉課 「養育費について」
<https://www.moi.go.jp/content/001323227.pdf>

厚生労働省 「平成28年度全国一人親等調査結果」
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakuiohoku-11920000-Kodomokateikvoku/0000188168.pdf>

ひとり親wacca 「シングルマザー(母子家庭)の生活費と収入の平均と内訳」
<https://wacca.link/communities/hitoriova/article/001>

内閣府 「平成26年度 子ども・若者白書(全体版)」
https://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h26honpen/b1_03_03.html

SYNODOS 「“ひとり親世帯”の貧困緩和策——OECD諸国との比較から捉える」
<https://synodos.jp/opinion/society/19382/>



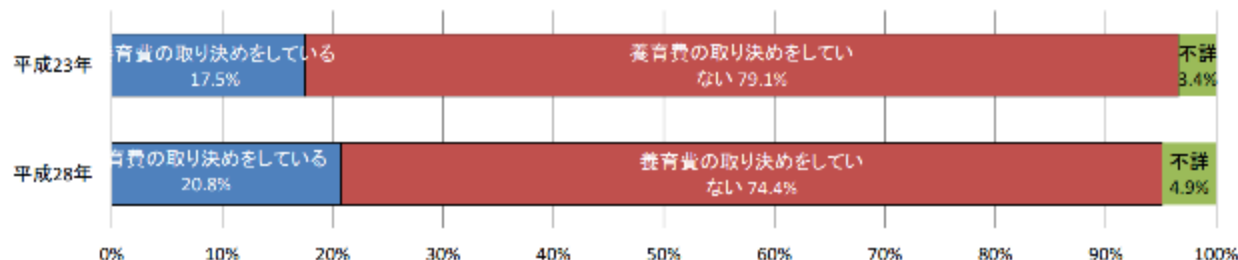
ご静聴ありがとうございました。



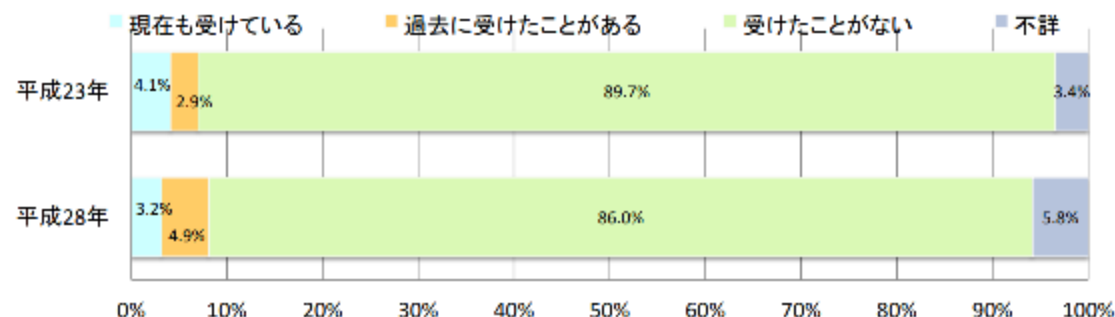
これ以降は使わないスライド

2 父子家庭の養育費の取り決め及び受給状況

○ 養育費の取り決め状況は、父子家庭の父では、「取り決めている」が20.8%となっている。



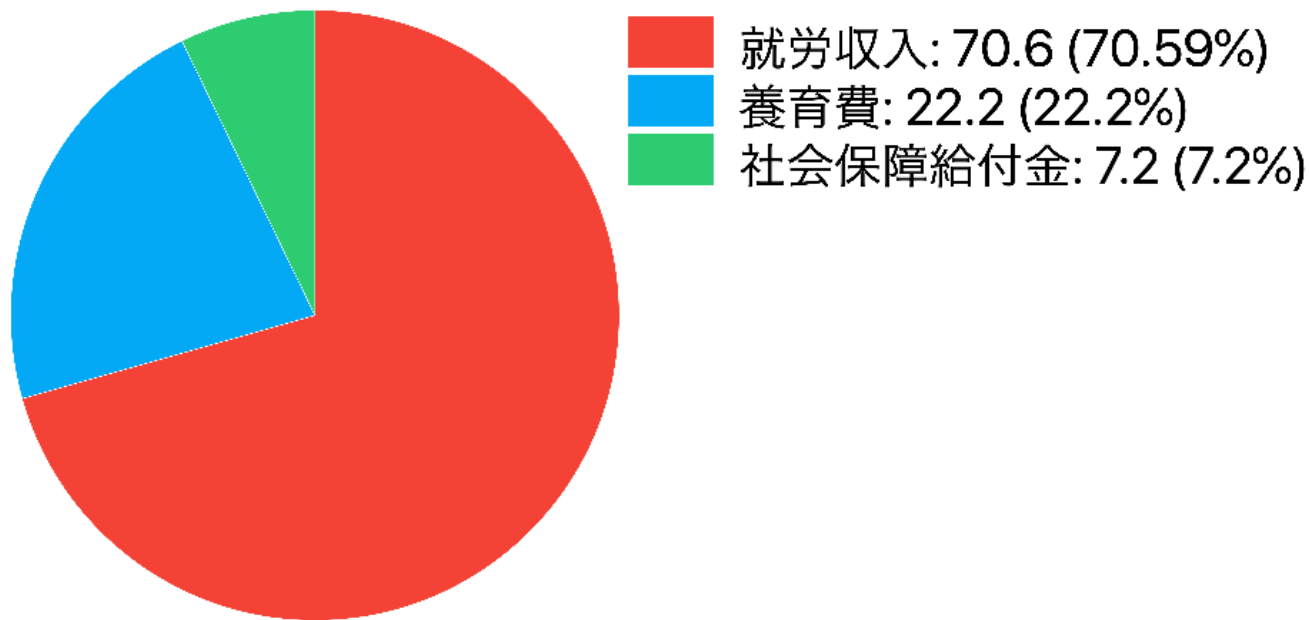
○ 父子世帯の父の養育費の受給状況は、「現在も受けている」が3.2%、「過去に受けたことがある」が4.9%、「受けたことがない」が86.0%となっている。



(平成28年度全国11世帯世帯等調査結果)

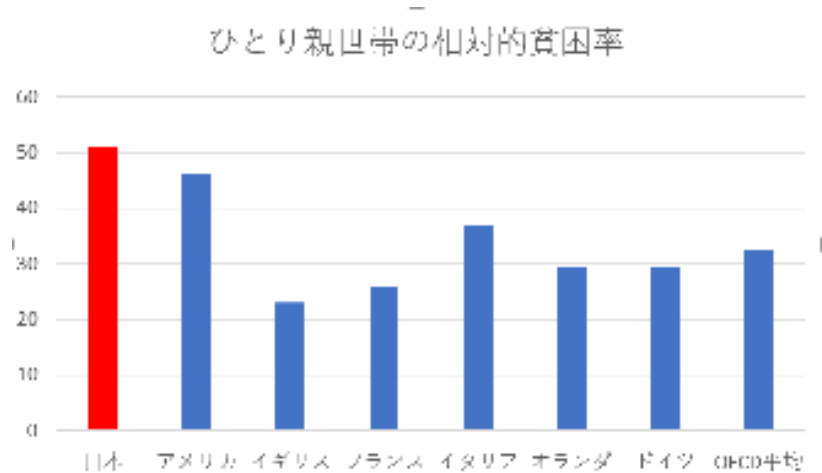
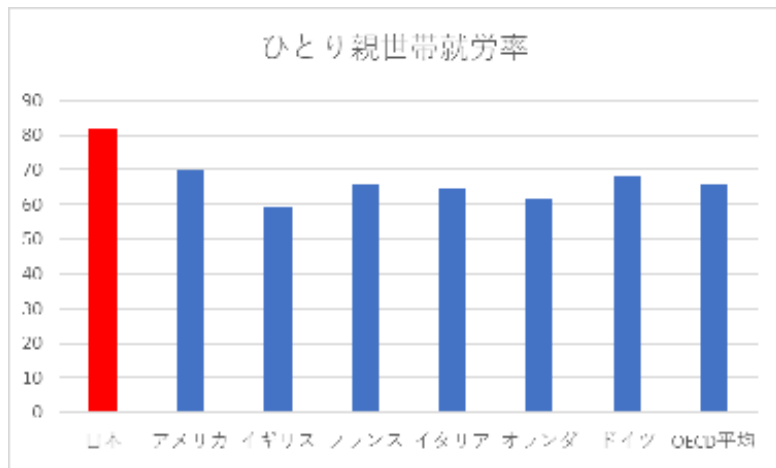
なぜひとり親世帯は貧困なのか

ひとり親世帯の収入内訳

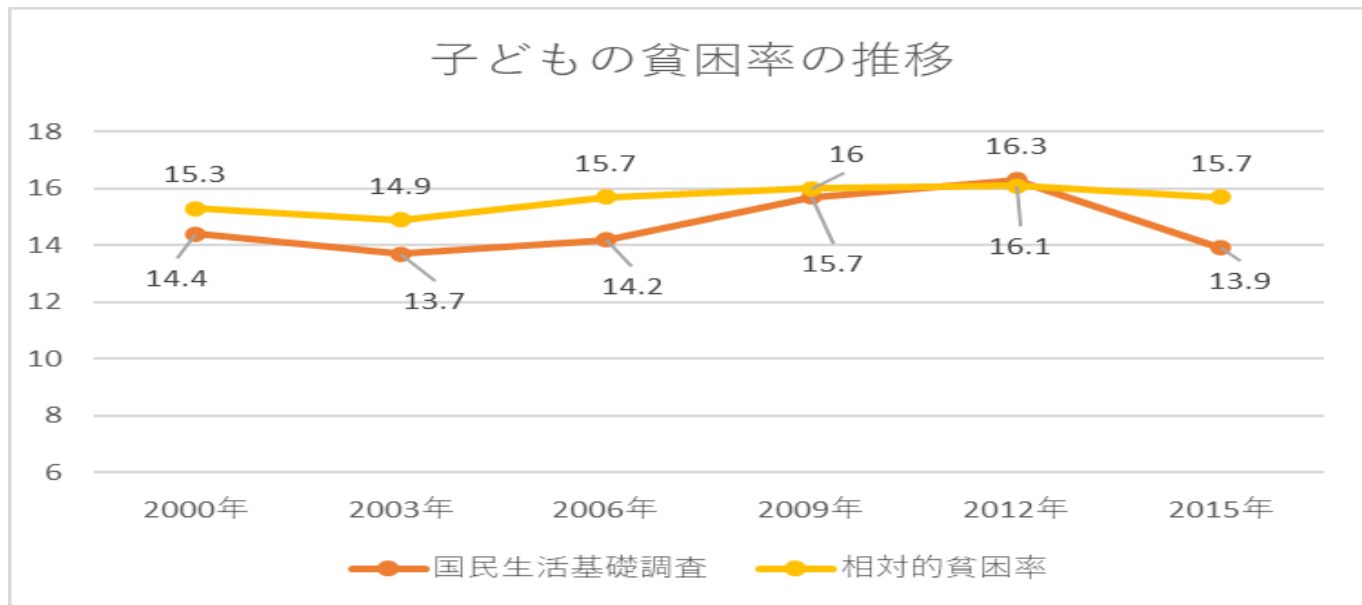


日本のひとり世帯の就労状況

OECD加盟国中、最もワーキングペア



子供の貧困の現状②



流れ（メモ）

流れ【前提】 → 【仮説立て】 → 【仮説検証・取材投入で立証】 → 【政策提言】 → 【終了】

【前提】

こどもの貧困とは（グラフ） → 片親世帯の貧困率（グラフ） → 片親世帯に着目
→ なんで貧困 → 養育費貰えていないから（グラフ） → 日本の養育費の現状（グラフ） → 海外の養育費政策軽く紹介 → 母子家庭の就労状況（就業率・収入）

【仮説立て】

① 養育費受給率 × ② 就労状況 = 片親世帯の貧困悪化 = 子供の貧困

- ①α → 経済的・精神的負担を減らすためには、行政による養育費立て替え仲介が必要なのでは？
- ①β → 公正証書等により、離婚時の養育費の取り決めを重視して不払いを未然に防ぐのが必要なのでは？
- ②片親世帯の就労率高める？

① 公正証書簡略化？ + 養育費の行政の仲介（仮説） → 仲介があるとよい（byひまわりで仮説検証完了） → それと共に非正規雇用率高い（グラフ）
→ 貧困に更に陥る

スライドの体裁を整える→箇条書きのところをきれいに（金曜 来れる組→ここでスライドは完成）

原稿を書いてくる【4年】金曜昼過ぎを目安に下級生に落とし込む
→全員に担当を割り振って読んでくる（時間測定マスト）
（原稿担当）

前提→諸外国まで 勝田
仮説から取材報告 村山
政策提言①② 小林
政策提言③ 高平

足りないところ、削るところは金曜夜にやれるところやる（ムラヤマ）

誰がどこ読むか

最初～ターゲット 勝田 3.32
養育費受給現状 貧困率相関関係 鬼頭 1.45
養育費母子・父子家庭の現状 大道 3.26
諸外国①久朗津 1.38
諸外国②伊賀 0.55

仮説①②高岩

取材報告①②高瀬 1.53
取材報告③④まとめ 遠矢 2.00

政策提言①村山 2.36
政策提言②小林 2.41
政策提言③高平 2.36
23.06



想定質問

- 財源
- 離婚届に養育費取立の強制力を持たせるならば公正証書は不要になるのか
→養育費以外の面会交流など別の規定は公正証書で定めるべき
- 月2万円はどのような根拠があるのか
→養育費算定表(双方の給与で決まる)をもとに、最低額を設定
- 基準を相対的貧困としているのは適切か
→そもそも目標としての貧困の解決＝相対的貧困の解決のためなのでそこを基準に
- 行政が介入するデメリットはないのか
- 行政はどの単位